

令和4年1月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月31日（月曜日） 議事開始 午前 8時42分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 山下 正成 下原 小枝子 栗下 章二
前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策
田上 みゆき

【推進委員】 今回はコロナウィルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集して
いない。

欠席委員

【農業委員】 竹下 助範

【推進委員】

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主事	池田 哲也	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第19号 農地等の合意解約について
- 報告第20号 農用地利用配分計画について
- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第55号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第56号 農用地利用集積計画について
- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第58号 非農地証明願いについて
- 議案第59号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第60号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について

事務局長 それではただいまから令和4年1月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長 【あいさつ・・・】

尾山議長 本日はコロナウィルス感染拡大防止対策のため、農業委員のみでの開催となっております。次ぎに委員の出席状況を報告いたします。竹下会長代理より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員9名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、栗下委員と稲田委員を指名いたします。先ほどご説明したとおり、本日は農業委員のみでの開催となっておりますので議案等における農地利用最適化推進委員の報告は事務局で行います。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第19号から報告第20号及び議案第54号から議案第60号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 （議案朗読）

尾山議長 議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第19号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第19号についてご説明いたします。1ページをご覧ください。今月の合意解約件数は16件でございます。詳細につきましては、2ページをご覧ください。

令和4年1月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番については、所有者にて耕作予定のため、解約するものがございます。

整理番号3番については、所有権移転をするため、解約するものでございます。

整理番号5番から10番につきましては、他の担い手に貸付をするため、解約するものでございます。

整理番号12番については、所有権移転をするため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第20号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第20号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和4年1月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。内訳としましては、計32件、67筆、175,878㎡となっております。詳細につきましては、5ページから11ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。12ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転11件、貸借5件の合計16件です。申請人の住所・氏名、

備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。最初に所有権移転からご説明いたしますので13ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、畑1筆、計2筆1,688㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、13ページから14ページをご覧ください。田3筆、713㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、2,052㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、582㎡の売買です。価格は総額5万円です。15ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、90㎡の交換です。備考欄に記載のあるとおり基盤法所有権移転整理番号6番との交換です。

整理番号6番、田1筆、1,991㎡の売買です。経営面積が0㎡で下限面積要件を満たしていませんが、3条貸借整理番号2番と併せると権利取得後の面積が5,038㎡となるため、下限面積要件を満たします。

整理番号7番、15ページから16ページをご覧ください。田3筆、711㎡の贈与です。経営面積が293㎡で下限面積要件を満たしませんが、3条貸借整理番号3番と併せて、権利取得後の面積が6,165㎡となるため、下限面積要件を満たします。

整理番号8番、田1筆、165㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。17ページをご覧ください。

整理番号9番、田1筆、畑1筆、計2筆587㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、田1筆、2,858㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。経営面積が385㎡で下限面積要件を満たしていませんが、3条貸借整理番号5番と併せると権利取得後の面積が5,900㎡となるため、

下限面積要件を満たします。18ページをご覧ください。

整理番号11番、田3筆、2,952㎡の売買です。価格は硬質フィルムハウスを含めて総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借について、ご説明いたします。なお、貸借については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。19ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2,078㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、3,047㎡の使用貸借です。3条所有権移転整理番号6番との関連です。

整理番号3番、田1筆、5,161㎡の使用貸借です。3条所有権移転整理番号7番との関連です。20ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、3,178㎡の賃貸借です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、畑1筆、2,657㎡の使用貸借です。3条所有権移転整理番号10番との関連です。

以上、所有権移転11件、貸借5件、合計16件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第54号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきますが、冒頭に申しあげたとおり、推進委員の報告は事務局で行います。それでは整理番号1番の土地を中津委員に、申請人「受人」の報告を赤川委員にお願いしていましたが、併せて、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号1番の農地について、中津委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。

基盤整備はされておらず、形状も良くありません。農地の状況については、周辺一帯オリーブ畑で日照・接道・排水は良好です。

続いて、整理番号1番の受人について、赤川委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作とオリーブの複合経営の専業農家です。地域との調和については、受人は所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。字〇〇の2筆は、現況1枚の水田で〇〇川沿いにあります。農地の状況は、周辺一帯は水田地帯です。字〇〇の1筆は、〇〇線の〇〇から〇〇に行く道路沿いにあります。3筆とも狭いですが、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。後継者は会社員ですが、休みの日には、農作業を手伝っています。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いており、地域の奉仕作業には率先して参加している事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に14ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備された水田地帯の一角にあります。受人の

所有する水田と接しており、今回、譲渡となったとの事です。形状・日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を田中委員に願ひします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 それでは整理番4番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。形状は三角形で小区画であるため、耕作するのは難しいと思います。受人はこれまで借りて耕作していたとの事で今回、売買となったとの事でした。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好です。受人と渡人との関係は、渡人は受人の姉になります。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に15ページの整理番号5番の土地の報告を福迫委員に、申請人「受人」の報告を田上委員に願ひします。まず、土地の報告を福迫委員に代わって事務局に願ひします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番5番の農地について、福迫委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は未整備で周辺の状況は、南側は渡人の所有する水田、東側は竹林、北側は宅地、西側は伐採された山林に接しています。日照・接道・

排水は良好です。農地の状況は、栗が植栽されていきました。以上、報告いたします。

尾山議長 次に田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 それでは整理番号5番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作及び栗の複合経営の専業農家です。権利取得後は、これまで通りに栗を栽培していくとの事です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いており、周辺の農家と協力して、畦畔なども管理していくとの事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地の報告を津口委員に、申請人「受人」の報告を事務局にお願いしていただきましたので、併せて、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号6番の農地について、津口委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、形状も良好です。周辺の状況は、北側は農道、東・南・西側は水田に接しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、整理番号6番の受人について、事務局から報告いたします。受人は小林市在住ですが、休日に実家の農作業を手伝っています。権利取得後は、実家の農機具を借りて、水田として利用していくとの事です。地域との調和については、地域で定期的に行われる水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとの事です。何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の土地及び申請人「受人」の報告を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。受人の宅地に接した3筆横並びの細長い水田です。機械が入らない場所で基盤整備はされていません。農地の状況は菜園として利用されていました。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会在住で現在は、会社員ですが、定年後、営農していくとの事です。利取得後は菜園として利用していくそうです。受人と渡人との関係は、従兄弟です。地域との調和については、地域で定期的に行われる水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に16ページの整理番号8番の土地及び申請人「受人」の報告を高谷委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号8番について、高谷委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は長方形で良好です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会内の稲作主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いており、地域で行われる作業等には協力していくとの事でしたので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に17ページの整理番号9番の土地及び申請人「受人」の報告を赤川委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、整理番号9番について、赤川委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状は不整形ですが、日照・接道・排水は良好です。農地の状況は野菜が作付けされていました。

 続いて、受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会内の稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家です。権利取得後は、牛の飼料を作付けするとの事です。地域との調和については、営農にも一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号10番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。まず、稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺の状況は、東側は水田、南側は農道、北・西側は小高い山林に接しています。農地の形状は三角形ですが、基盤整備はされており、日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは、整理番号10番の受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会内の稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業ですが営農にも一生懸命に取り組まされており、所有農地の管理は行き届いている事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に18ページの整理番号11番の土地の報告を伊地知委員に、申請人「受人」の報告を宮田委員にお願いしていただきましたので、併せて、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは整理番号11番の農地について、伊地知委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、形状は良く、ハウスが建っています。周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、整理番号11番の受人について、宮田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。受人は、〇〇自治会内の稲作と露地野菜の複合経営の専業農家です。権利取得後は、サカキを栽培するとの事です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に19ページの貸借整理番号1番の土地の報告を谷口委員に、申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。まず、谷口委員に代わって、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、貸借整理番号1番の農地について、谷口委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており、形状は良好です。周辺一帯は水田地帯です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 事務局。

下原委員 それでは、貸借整理番号1番の受人について、報告いたします。受人は〇〇自治会内の稲作主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いており、地域の水路清掃や除草作業などに参加されている事から何ら問題ないと判断しました。皆様

のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地の報告を津口委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。申請人「受人」については、所有権移転整理番号6番の受人と同一のため、省略します。それでは、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、貸借整理番号2番の農地について、津口委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで形状は良好です。農地の状況は、北・東側は水田、南側は宅地・県道、西側は河川に接しています。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に貸借整理番号3番の土地の報告を津口委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。申請人「受人」については、所有権移転整理番号7番と同一のため、省略します。それでは、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、貸借整理番号3番の農地について、津口委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで形状は正方形です。農地の状況は、北・南・西側は水田、東側は農道に接しています。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に20ページの貸借整理番号4番の土地の報告を下原委員に、申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。まず、下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員　それでは、貸借整理番号4番の農地について、報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲一帯は基盤整備が行われた水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、イタリアンが作付けされていました。以上、報告いたします。

尾山議長　次に増田委員に代わって、事務局にお願いします。
事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、貸借整理番号4番の受人について、増田委員より報告書を預かっていますので代読いたします。受人は〇〇自治会内の稲作主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。地域との調和については、受人は後継者もあり、所有農地の管理は行き届いている事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長　次に貸借整理番号5番の土地の報告を岩屋委員にお願いします。申請人「受人」につきましては、所有権移転整理番号10番の受人と同一のため、省略します。それでは、岩屋委員にお願いします。

岩屋委員　議長。

尾山議長　岩屋委員。

岩屋委員　それでは、貸借整理番号5番の農地について、報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みの畑で周囲一帯は畑です。農地の状況は、柿・八朔・柚などが植栽されていました。南側に山林がありますが、日照は良好です。接道・排水も良好です。以上、報告いたします。

尾山議長　各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませ

でした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計16件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第54号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

下原委員　議長。

尾山議長　下原委員。

下原委員　17ページの所有権移転整理番号9番について、お聞きします。受人の経営は稲作と繁殖牛なのですが、住所が県外となっているので経営できるのか、お聞きします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　下原委員のご質問にお答えいたします。受人は現在、えびの市にお住まいですが、住民票を異動していないため、前住所のままとなっています。

下原委員　議長。

尾山議長　下原委員。

下原委員　えびの市ではどちらにお住まいか、お聞きします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　下原委員のご質問にお答えいたします。〇〇自治会内にお住まいです。

尾山議長　下原委員、よろしいでしょうか。

下原委員　はい、分かりました。

尾山議長　他に質疑はありますか。

栗下委員　議長。

尾山議長　栗下委員。

栗下委員 18ページの所有権移転整理番号11番について、今後の参考のためにお聞きします。売買価格〇〇円と記載されていますが、お分りであれば、ハウス部分と土地の部分の売買価格を教えてください。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの栗下委員のご質問にお答えいたします。申請書には、併せての売買価格しか記載されていないため、事務局ではハウス部分と土地部分の価格については、把握していないところでございます。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 この案件は硬質フィルムハウスとなっていますが、菊の事業で建てた強化ハウスです。施設自体が元々、10アール当りで〇〇円いたします。屋根が20年対光性のフィルムで張り替えれば、〇〇円以上掛かります。今回は、30アールのハウスを土地代込みで〇〇円での売買価格となっていますので土地代は分かりませんが、かなり安いと思います。一応、参考までに。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 国庫事業で建てたハウスであれば、名義変更する時に何ら問題はないのか、お聞きします。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 ただいまの栗下委員ご質問にお答えいたします。このハウスにつきましては、平成6年度の事業となります。耐用年数は過ぎていきますので譲渡はできます。また、引き続き営農していかれるとの事なので事務局では問題ないと判断しているところでございます。

尾山議長 栗下委員、よろしいでしょうか。

栗下委員 はい、分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第55号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第55号「空き家に附属した農地の指定について」ご説明いたします。21ページをご覧ください。今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略、ご説明いたします。22ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、376㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況については、全部、遊休化しております。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第55号については、担当委員が現地確認等をしていただいておりますので、報告をしていただきます。整理番号1番について、土器委員にお願いしていただきましたので、事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 土器委員より報告書を預かっていますので代読いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。農地の状況については、全部遊休化していました。以上、報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上でございます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第55号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第56号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第56号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。23ページをご覧ください。今月の計画件数は所有移転12件、利用権設定31件、合計43件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は17件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたしますので24ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、2,909㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、1, 566 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、24ページから25ページをご覧ください。田2筆、1, 934 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、25ページから26ページをご覧ください。田5筆、6, 156 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、田1筆、875 m²の売買です。価格は総額24万円です。27ページをご覧ください。

整理番号6番、田1筆、154 m²の交換です。備考欄に記載のとおり、農地法第3条所有権移転整理番号5番との関連でございます。

整理番号7番、27ページから28ページをご覧ください。田3筆、8, 407 m²の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号8番、田2筆、4, 093 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、田1筆、821 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。29ページをご覧ください。

整理番号10番、田4筆、2, 793 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。公社の農地売買事業となります。30ページをご覧ください。

整理番号10番、田1筆、673 m²の売買です。価格は総額〇〇円です。宮崎県農業振興公社の農地売買事業となります。30ページをご覧ください。

整理番号11番、田2筆、2, 186 m²の売買です。価格は10アールあたり15万円です。谷口委員の掘起しです。

整理番号12番、30ページから31ページをご覧ください。田2筆、2, 967 m²の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。谷口委員の掘起しです。以上、所有権移転12件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸

借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。32ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、6,972㎡の賃貸借です。

整理番号2番、32ページから34ページをご覧ください。田6筆、畑1筆、計7筆4,553㎡の使用貸借です。

整理番号3番、34ページから37ページをご覧ください。田9筆、畑1筆、計10筆12,518㎡の使用貸借です。

整理番号4番、田1筆、1,038㎡の賃貸借です。

整理番号5番、37ページから38ページをご覧ください。田1筆、6,062㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田2筆、6,955㎡の賃貸借です。

整理番号7番、38ページから40ページをご覧ください。田5筆、3,050㎡の賃貸借です。

整理番号8番、田2筆、3,687㎡の賃貸借です。

整理番号9番、40ページから41ページをご覧ください。田1筆、1,471㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田1筆、1,494㎡の賃貸借です。

整理番号11番、41ページから42ページをご覧ください。田2筆、10,671㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田2筆、1,753㎡の賃貸借です。山口委員の掘起しです。

整理番号13番、42ページから43ページをご覧ください。畑2筆、2,570㎡の賃貸借です。貸借農地は畑で露地野菜を作付けされますが、賃借料は最初からの取り決めで総額玄米1袋となっております。

整理番号14番、43ページから44ページをご覧ください。田3筆、畑1筆、計4筆4,550㎡の賃貸借です。吉留委員の掘起しです。

続きまして、整理番号15番から同31番までは農地中間管理事業となりますので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人

の経営面積欄の記載は農地中間管理機構が借り受けて、利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号15番、44ページから46ページをご覧ください。畑5筆、6,192㎡の賃貸借です。

整理番号16番、畑1筆、2,956㎡の使用貸借です。

整理番号17番、46ページから47ページをご覧ください。田1筆、畑3筆、計4筆14,628㎡の使用貸借です。

整理番号18番、47ページから48ページをご覧ください。畑4筆、1,935㎡の賃貸借です。49ページをご覧ください。

整理番号19番、田2筆、471㎡の賃貸借です。

整理番号20番、49ページから50ページをご覧ください。田4筆、6,992㎡の賃貸借です。51ページをご覧ください。

整理番号21番、畑1筆、4,015㎡の賃貸借です。

整理番号22番、畑1筆、1,305㎡の賃貸借です。52ページをご覧ください。

整理番号23番、畑1筆、1,824㎡の賃貸借です。

整理番号24番、52ページから53ページをご覧ください。田4筆、3,213㎡の賃貸借です。

整理番号25番、53ページから54ページをご覧ください。田3筆、2,273㎡の賃貸借です。

整理番号26番、54ページから55ページをご覧ください。田2筆、畑2筆、計4筆4,061㎡の賃貸借です。56ページをご覧ください。

整理番号27番、田1筆、1,009㎡の賃貸借です。

整理番号28番、田1筆、1,051㎡の賃貸借です。

整理番号29番、56ページから57ページをご覧ください。田2筆、1,762㎡の賃貸借です。

整理番号30番、田1筆、663㎡の賃貸借です。

整理番号31番、57ページから58ページをご覧ください。田1筆、3,106㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

ここで大変すみませんが、先ほど説明いたしました41ページの利用権設定整理番号10番の賃借料が10アールあたり10万円と記載されていますので1万円に訂正をお願いいたします。

尾山議長 ただいまの訂正については、よろしかったでしょうか。よろしければ、事務局の説明が終わりましたので、これより議案第56号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。議案第56号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第58号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。59ページをご覧ください。今月の許可申請件数は2件です。

申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。60ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、772㎡を駐車場敷地として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年3月10日から5月10日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水につきましては、西側排水路に排水いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、612㎡を駐車場敷地及び看板設置のため、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年2月20日から25日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。造成はせず、現状のまま使用されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、南側国道の側溝に排水します。なお、申請者は県外となっておりますが、事業所が近くにあるその従業員及びお客様のための敷地及び自社広告用看板設置のため、申請されています。

続きまして、議案第58号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。61ページをご覧ください。今月の証明願い件数は1件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。62ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1,133㎡です。申請理由は原野です。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第57号及び第58号については、1月28日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、1月28日に委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、

第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条2件、非農地証明願い1件、計3件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第57号、農地法第5条、整理番号1番について、ご説明いたします。譲受人は市内の〇〇法人で既存の駐車場が手狭となったので駐車場敷地を確保するため、北側に隣接した申請地の所有者に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から南西に約500mのところに位置します。申請地の状況は、北側は渡人の農地、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は排水路に接しています。北側に農地がありますが、日照等に影響はないので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番について、ご説明いたします。譲受人は輸入代行及び加工食品の販売を行う県外の法人で、今回、えびの市にある事業所の社員やお客様用の駐車場及び自社の広告用の看板を設置するための土地を探していたところ適地を見つけたので、所有者である譲渡人に相談して、了承を得たため申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北東に約50mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地及び田、東側は市道、南側は国道、西側は宅地に接しています。北側に農地がありますが、日照等に影響はないので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第58号非農地証明願い、整理番号1番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は原野で耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請

2件、非農地証明願い1件、計3件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第57号及び第58号の計3件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第57号及び第58号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第57号及び第58号は、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第57号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第58号は、お諮りのとおり決定いたします。次に議案第59号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」、議案第60号「引き続き特定貸し付けを行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第59号及び議案第60号について、内容説明の前に制度について、ご説明いたします。まず、議案第59号の生前一括贈与と贈与税の納税猶予の制度についてですが贈与者が全農地を、要件を満たした推定相続人に一括贈与した場合に贈与税の納税が猶予され、その後、贈与者か受贈者のいずれかが死亡した場合に贈与税が免除される制度でございます。贈与税納税猶予の対象となっている農地につきましては、免除が確定されるまでの間、受贈者が農地として、適正に耕作管理しなければ、贈与した時まで遡って、贈与税が課税される事になります。

続いて、議案第60号の特定貸し付けについてですが、納税猶予の適用を受けている農地を納税猶予の適用を受けてから一定年数以上経っている場合に農地中間管理事業や基盤法での利用権設定促進事業などの二つの方法で貸し付ける事により、納税猶予を継続できる制度でございます。特定貸し付けの要件は、貸借方法と年数の要件がございます。貸借の方法につきましては、先ほど説明の中にありました農地中間管理事業と利用権設定促進事業の二つである事、年数の要件については、農地中間管理事業による貸し付けの場合は猶予を受けてからいつでも可能ですが、利用権設定促進事業の場合は猶予を受けてから10年以上営農を継続しないと納税猶予の対象外となります。また、65歳未満の受贈者の場合は、20年以上営農を継続しないと対象外となります。以上の要件を満たした場合に受けられる制度が特定貸し付け制度となります。これらの証明については、3年に1回、対象農地を適正に管理し、農業経営を行っている事、特定貸し付けを継続している事を税務署に報告しなければ、納税猶予を打ち切られ、遡って贈与税が課税される事となります。税務署に行う3年に1回の報告に際して、農業委員会が発行する証明書の添付が必要となりますので委員皆様に審議して頂く事となります。それでは、内容について、ご説明いたします。63ページをご覧ください。

議案第59号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」

今回の証明願い件数は4件となっております。64ページをご覧ください。
令和3年度の贈与税納税猶予の対象者は、ご覧のとおりでございます。
全て継続の案件でございます。なお、総会決定後に受贈者に対して、
証明書を発行いたしまして、税務署にて納税猶予の手続きを行って頂く
事となります。65ページをご覧ください。

議案第60号「引き続き特定貸し付けを行っている旨の証明について」
今回の証明願い件数は2件となっております。66ページをご覧ください。
2件とも新規の案件でございます。受贈者は同一ですが、貸借期間及び
耕作者が異なるため、2件別々の案件となっております。こちらについて
も先程と同様に証明書を発行して、税務署にて納税猶予の手続きを行って
頂く事となります。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第59号及び第60号については、
地区担当委員が受贈者の営農状況を確認しております。営農状況について、
各委員から報告をお願いいたします。

まず、議案第59号整理番号1番について、山口委員をお願いしていまし
たので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、山口委員より報告書を預かっておりますので代読いたします。
整理番号1番の受贈者について、報告いたします。受贈者は〇〇自治会で
稲作と露地野菜の複合経営の専業農家です。引き続き、農業経営を行って
いる事から今回の証明書の発行について、何ら問題ない事をご報告いたしま
す。

尾山議長 次に整理番号2番について、谷口委員をお願いしていただきましたので、事務局
にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、谷口委員より報告書を預かっておりますので代読いたします。

整理番号2番の受贈者について、報告いたします。受贈者は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。引き続き、農業経営を行っている事から今回の証明書の発行について、何ら問題ない事をご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号3番について、高谷委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、高谷委員より報告書を預かっておりますので代読いたします。

整理番号3番の受贈者について、報告いたします。受贈者は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。引き続き、農業経営を行っている事から今回の証明書の発行について、何ら問題ない事をご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号4番については、議案第60号整理番号1番及び2番と関連があるため、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第59号整理番号4番と議案第60号整理番号1番及び2番について、事務局より報告いたします。受贈者は、現在、農地中間管理事業にて市内の認定法人と地域の担い手に貸し付けを行っており、対象農地についても適正に管理されているため、今回の証明書の発行について、何ら問題ない事をご報告いたします。以上です。

尾山議長 担当委員及び事務局の説明が終わりました。これより議案第59号及び60号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号及び60号については、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時 8分